



2020年10月

ニュース速報

中国特許法の改正が可決

2020年10月17日、第13回全国人民代表大会常務委員会第22次会議において、特許法改正に関する決定が可決された。今回の特許法改正は主に特許権者の合法的な権益の保護の強化、特許の実施及び活用の促進、特許権付与制度の完備など三つの重要な内容を含む。

一、特許権者の合法的な権益の保護の強化は、特許権侵害の損害賠償額を増加させることや、挙証責任を完備させ、訴前行為保全措置を完備させ、特許行政保護を完備させること、信義則を新たに追設すること、特許権存続期間補償制度及び医薬品特許に係わる係争の早期解決手続きに関する条項などを新たに追設することを含む。

1. 特許権侵害の損害賠償額を増加させること

実務の中で、特許権の権利保護における挙証が難しく、コストが高く、且つ損害賠償額が低いなどの問題が存在する。改正特許法では、懲罰的な損害賠償制度が新たに追設され、故意に特許権を侵害し、情状が重大である場合に、人民法院は権利者が蒙った損失、侵害者が得た利益または特許ライセンスのロイヤルティの倍数に従って算出された額の1から5倍以内に損害賠償額を確定することができると規定され、法律の抑止力を十分に発揮させる。改正特許法では、厳格的な知的財産権保護を実施し、違法コストを著しく高め、特許保護の度合いを深化させ、革新を励まそうとする指導方針を表すために、さらに法定賠償額の引上げを行い、法定賠償額の上限が5百萬元に、下限が3萬元に引き上げた。

2. 挙証責任を完備させること

特許紛争事件においてよくある挙証難の問題を解決するために、さらに証拠規則を完備させた。権利者が極力挙証しているが、権利侵害行為に関する帳簿、資料は主に侵害者に把握されている場合、人民法院は、侵害者にそれを提供することを命じることができ、これにより権利者の挙証負担を軽減させることができる。

二、特許の実施及び活用の促進は、職務発明制度の完備や、特許のオープン・ライセンス制度の新たな追設、特許転化サービスの強化などを含む。

取引のコストを低減させ、特許転化効率を高めるために、改正特許法では、特許のオープン・ライセンス制度が新たに追設された。オープン・ライセンス声明及びそれが発効するための手続要件や、ライセンシーがオープン・ライセンスを取得するための手続きと権利義務及び相応する争議解決ルートが規定され、これにより、政府の公共サービスにより特許技術において存在している供給と需要側双方の情報が釣り合わない問題の解決を目指す。

三、特許権付与制度の完備は、さらに意匠保護の関連制度の完備、新規性喪失例外の適用条件の追設、及び特許権評価報告制度の完備などを含む。

まず、意匠保護の関連制度をさらに完備させることについて、

- 1、部分意匠に保護を与えることを明確にすること
- 2、意匠権の保護期間を15年に延長させること
- 3、意匠の国内優先権制度を追設

次に新規性喪失例外の適用状況の追設について、

新型コロナの予防・コントロールなどの緊急事態や非常状況に備えてより良く対応し、関連発明創造が疾病の治療などにおいて迅速な適用を促進し、公衆的健康問題を解決し、創出の主体の新規性喪失例外に関する規定の緩和への需要に応えるために、今回の改正特許法では、新規性喪失例外の適用状況に、「国家に緊急事態または非常状況が発生したときに、公共利益の目的で初めて公開した場合」が追加された。このようにすれば、当面新型コロナ対策の実務上の需要を満たせながら、今後その他の緊急事態または非常状況に備えて適用の余地を与えることができる。

改正特許法は2021年6月1日より施行となる。

今回の特許法改正は、既存の特許制度に対して一連の改正と改善を行っており、改正の度合いが空前である。法定損害賠償額を大幅に高めたほか、一連の斬新な特許保護を強化させるための制度を樹立した。新しい特許法は、中国政府が知的財産権の保護を絶えず強化させようとする決意及び実際の行動を表しており、全社会の革新の活力をさらに奮い立たせるために有力な法律の保障を提供し、特許保護の効果及び効率をさらに向上させることができよう。